

## 特定工場における公害防止組織の整備に関する

### 法律施行規則の一部を改正する省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号（令和二年十二月二十八日）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第三条第三項（同法第四条第三項及び第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、 印その代表者氏名 」を「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第二中「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、 印その代表者の氏名 」を「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名 」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とする。

様式第三中「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、 印その代表者の氏名 」を「 氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名 」に改め、備考3を削る。

様式第三の二中「 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその 印代表者の氏名 」を「 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 」に改め、備考3を削る。

様式第三の三中「証明者 氏名 印住所 」を「証明者 氏名 住所 」に改め、同様式備考2中「押印」を削る。

様式第三の四中「証明者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその 印代表者の氏名 」氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその 印代表者の氏名 」を「証明者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

様式第六中「氏名 印」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第八中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその 印代表者の氏名 」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。